公 告 第 39 号
令 和 5 年 4 月 5 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　　廣島　哲也

公　告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成３１年４月１日）を熟知の上、参加されたい。

１　入 札 方 式　　一般競争入札

２　入札に付する事項

件　　名	規　格	数　量	納　　地	納　期	摘　要
1号館天井走行クレーン用走行モータ修理作業	仕様書のとおり	１件	防衛装備庁 艦艇装備研究所(目黒地区)	令和5年9月15日	

３　入　　札

① 日　　時　　令和５年５月１０日（水）　14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））

② 場　　所　　防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎２階）
（東京都目黒区中目黒２－２－１）

４　参 加 資 格

①予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

③令和４・５・６防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

④大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。

⑤前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

⑥都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

⑦指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、契約担当官等の確認を受けている者であること。

５　入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１００／１１０に相当する金額を入札書に記載すること。

６　保　　証　　金

① 入札保証金　　免　　除

② 契約保証金　　免　　除

７　入 札 の 無 効

①４の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。

②入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する辞退が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

８　契約書作成の必要の有無　　有

９　契約をしようとする基本契約条項等

役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

１０　落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の１００分の５以上の金額を違約金として徴収する。

１１　そ　の　他

①　電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
《電子入札による入札書受領期間》
公告日から令和５年５月９日（火）１７時００分まで（行政機関の休日を除く）。
また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和５年５月２日（火）１７時００分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

②　端　数　処　理

入札書に記載された金額の１１０／１００に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

④　提　出　資　料

（１）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（２）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の２日前までに提出するものとする。

（３）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。
なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧

落札者が中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑨　本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒１５３－８６３０
住所　東京都目黒区中目黒２－２－１
℡０３－５７２１－７００５（内線７０６２）

防 衛 装 備 庁 仕 様 書

品件名	１号館天井走行クレーン用走行モータ修理作業	仕様書番号	SE-04-1-A1-0051
		作成年月日	令和５年３月２９日
		作成部課名	総務課用度係

1　適用範囲

この仕様書は、１号館天井走行クレーン用走行モータ修理作業（以下、「本役務」という。)について規定する。

2　関連文書

この仕様書で参考とする次の関連文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすである。入札書又は見積書提出時における最新版とする。

(1) 労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
(2) クレーン等安全規則（昭和４７年労働省令第３４号）

3　役務場所

防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）１号館（別図1及び別図２のとおり）及び契約相手方工場

4　役務期間

契約締結後から令和５年９月１５日までの間の原則として平日の０８：３０～１７：１５とする。なお、実施時期については、事前に官と調整するものとする。

5　役務に関する要求

5.1　役務の概要

本役務は、１号館の１号機から３号機までの天井走行クレーンの走行モータの修理を実施するものである。

5.2　役務の内容

5.2.1　役務対象品は、表１に示す。

5.2.2　天井走行クレーンから走行モータを取り外し、地上に降ろすものとする。
本作業に必要な器材は、契約相手方が準備するものとする。

5.2.3　走行モータの減速機について、次の修理を行うものとする。

ア　減速機を分解し、清掃を実施の上、組付調整を行うものとする。
イ　交換部品については、別図３及び別図４に示す。
ウ　別図３に示すＡギア、Ｂギア、Ｃギア、中溝Ｄギア、中溝Ｅギアは、採寸の上、新たに製作するものとする。
エ　別図４に示すＡギア、Ｂギア、Ｃギアは、採寸の上、新たに製作するものとする。
オ　その他のガスケット等の消耗雑財費については、契約相手方が準備するものとする。

5.2.4　走行モータと減速機を接続するシリコンカップリングを交換するものとする。
シリコンカップリングについては、官給するものとし、表２に示す。

5.2.5　天井走行クレーンへ走行モータの取付調整を行うものとする。なお、本作業に必要な器材は、契約相手方が準備するものとする。

5.2.6　取付調整後、官側の立ち合いのもと試運転を行うものとする。

6　役務対象品

役務対象品は、表１のとおりとする。

表１　役務対象品

番号	品　　名	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	備考
1	天井走行クレーン(10t)の走行モータ(No.1、No2) 西電工器製品	４式	契約後速やかに	防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）	納期まで	防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）	各２式
2	天井走行クレーン(5t)の横行モータ(No.3) 西電工器製品	２式					

7　官給品

官給品は、表２のとおりとする。

表２　官給品

番号	品　　名	数量	引渡時期	引渡場所	備　　考
1	シリコンカップリング （走行駆動装置　MTE-F-1.5MB LG14H用　1.5kw(キー材付)）	４台	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）	
2	シリコンカップリング （走行駆動装置　MTE-F-0.75L G11H用　0.75kw(キー材付)）	２台			

8　検査

5.2項について、立ち合い及び作業報告書により実施する。

9　提出書類

契約相手方は、表3に示す書類を官に提出するものとする。

表3　提出書類

名　　称	部数	提出時期	提出場所	備　　考
作業報告書	1部	検査実施前まで	防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）	

１０　その他の指示

(1) 本役務の実施にあたり、官の規則等を遵守すること。

(2) 契約相手方は、作業中、不可抗力以外で器物及び施設等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。

(3) 本役務により生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

(4) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

地区名	目黒地区	図面	案内図・配置図	建物番号		縮尺	作成年月日	図面番号および番号	
						1/3,000			

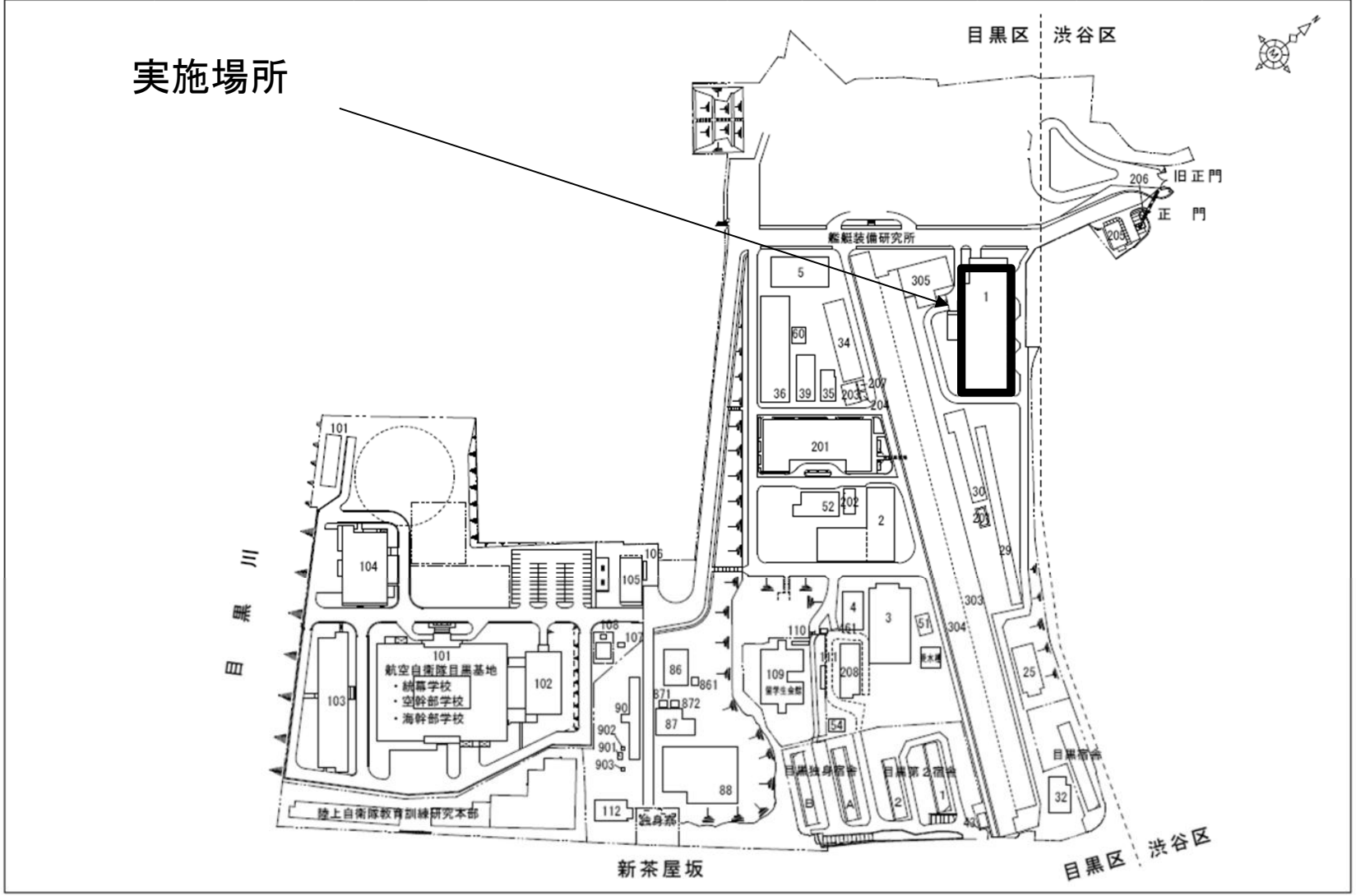

7枚中の4枚

別図1

1号館(フローノイズシミュレーション実験棟)クレーン 配置図

別図2
7枚中の5枚

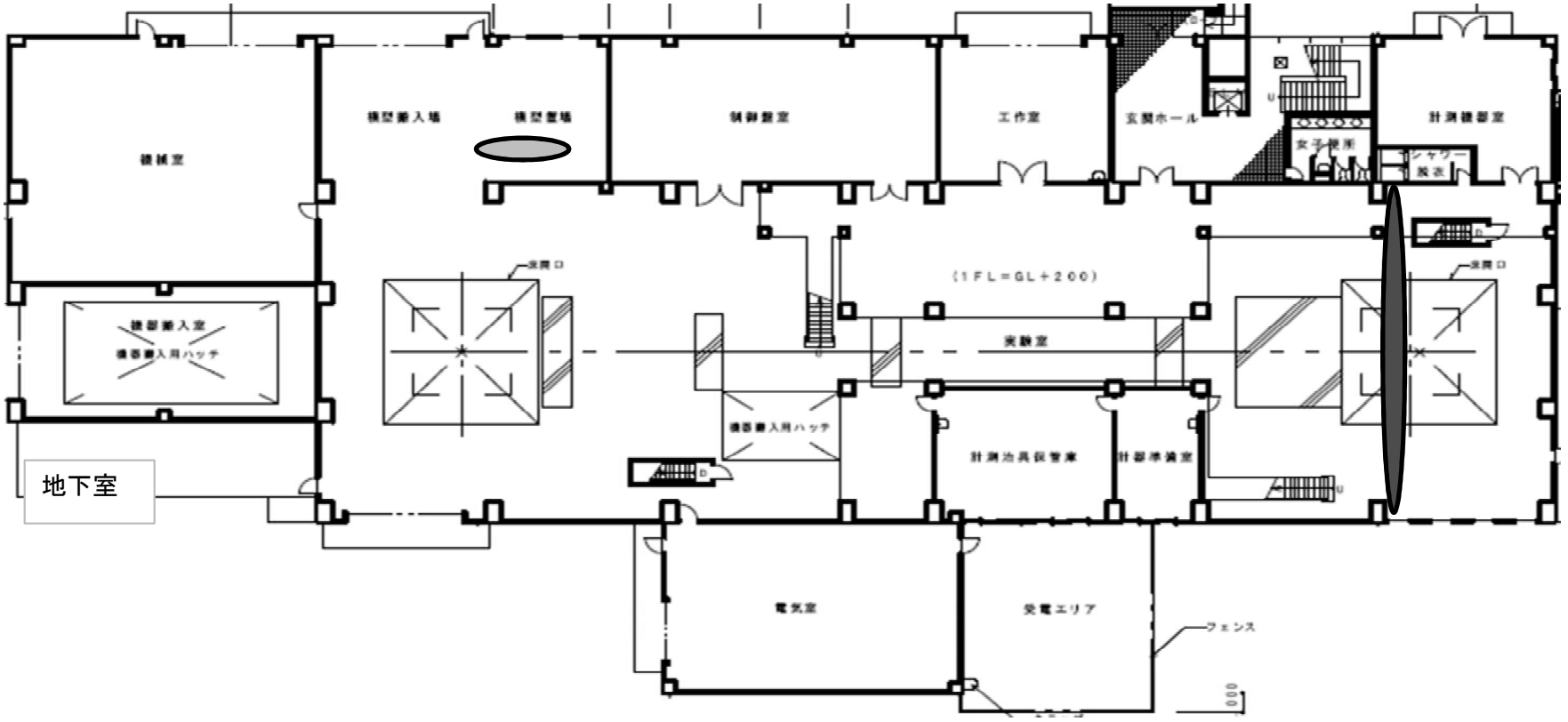

天井クレーン10t(NO.1、NO. 2)西電工器製品1式

天井クレーン3t(NO.3)西電工器製品1式

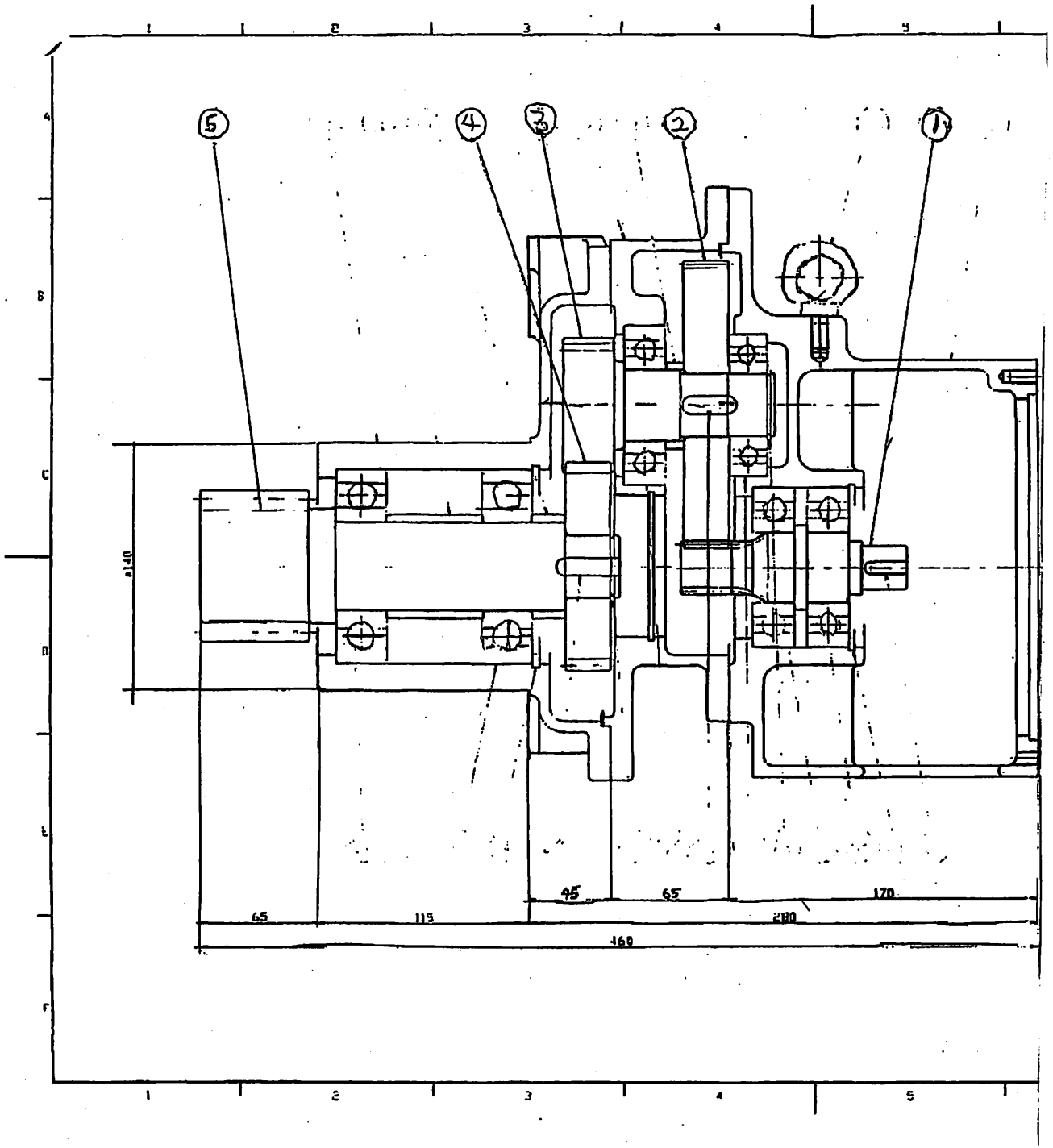

天井走行クレーン交換部品表

No.1 No.2

1	Aギア	SCM440	1
2	Bギア	SCM440	1
3	中溝Dギア	SCM440	1
4	中溝Eギア	SCM440	1
5	Cギア	S45C	1

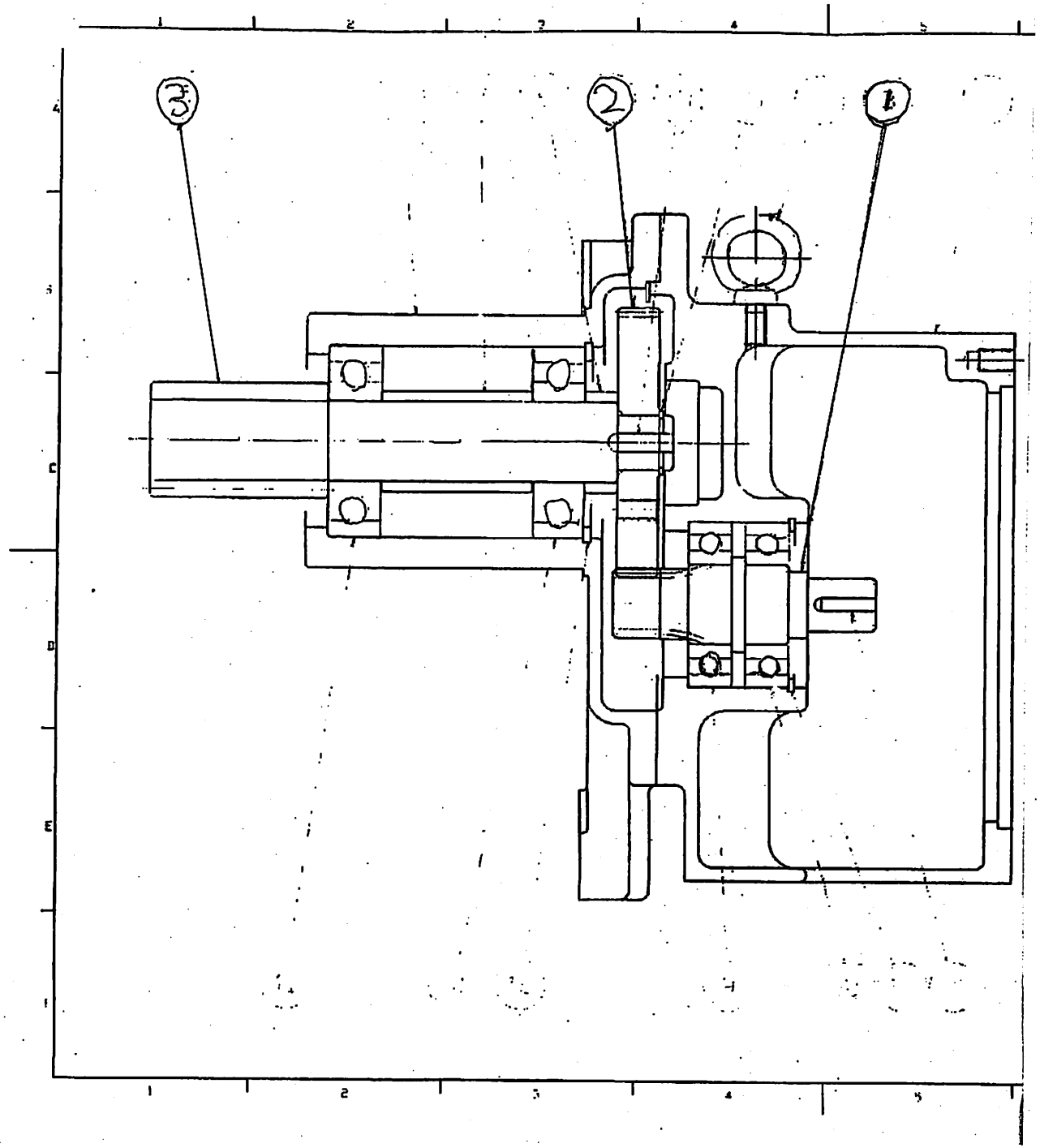

天井走行クレーン交換部品表

No.3

1	Aギア	S45C	1
2	Bギア	SCM440	1
3	Cギア	SCM440	1

公告	番号	第39号
	年月日	令和5年4月5日

入　札　書

令和5年5月10日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　廣島　哲也　　殿

住　　所
会　社　名
代表者名
担当者名
連　絡　先

貴庁「入札及び契約心得（地方調達）」及び基本契約条項
等を承諾のうえ下記のとおり見積します。

金額　¥	納　地	防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）
	履行期限	令和5年9月15日
	業者コード	

品　件　名	規　格	数量・単位	単　価	金　額
1号館天井走行クレーン用走行モータ修理作業		1 件		
計				

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　　廣島　哲也　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（ＧＥＰＳ）利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

１　件名、公告番号、公告年月日

２　入札日時

３　政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用しない理由

４　今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)」の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁　艦艇装備研究所　分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235㎜×横120㎜) 程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153－8630
東京都目黒区中目黒2－2－1
防衛装備庁艦艇装備研究所　分任支出負担行為担当官　宛
「入札書在中」

《参考》　※ あくまでも例なので、縦横等は随意

内封筒(表)
長3程度

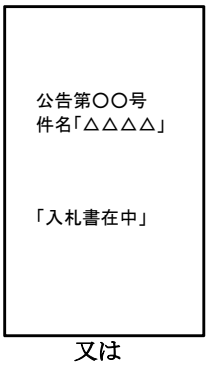

又は

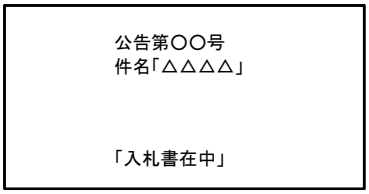

内封筒(裏)

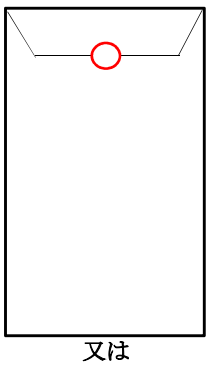

又は

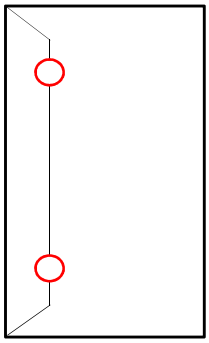

外封筒
(内封筒が入るサイズ)

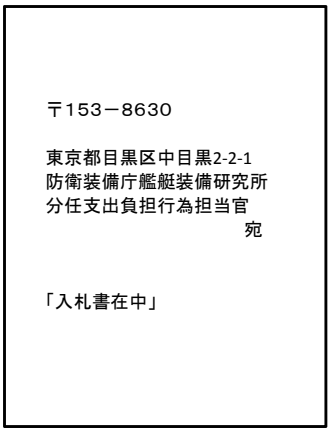

別記様式第１

中小企業者に関する質問及び回答

（質問）　貴社は、中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する中小企業者ですか。

（回答）　はい　　いいえ

会社名（団体名）

担当責任者　　氏　名

【参考】

中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者の例示

業　　種	資本金	従業員
製造業、運送業、鉱業	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
小売業	５０００万円以下	５０人以下
サービス業	５０００万円以下	１００人以下

上記の他、一定の要件を満たす組合等